

伊奈町街頭防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町が公共空間に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、防犯カメラの適正な運用及び個人の権利利益の保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共空間 原則として、駅前広場並びに国道、県道及び町道などの街頭であって、不特定多数の者が自由に通行する屋外の場所をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の防止を目的として設置する画像撮影装置、画像記録装置及び関連機器で構成されるものをいう。
- (3) 画像 防犯カメラにより撮影された映像で記録媒体に記録されたものをいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 町長は、防犯カメラの適正な運用及び維持管理を図るため、管理責任者を置くものとし、危機管理課長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、防犯カメラの設置及びその運用がこの要綱に則して常に適正に行われるよう、防犯カメラに関する事務を統括する。
- 3 管理責任者は、前項の事務の適正化を図るため、所属職員のうちから防犯カメラ取扱者を指定することができる。
- 4 防犯カメラ取扱者は、管理責任者の指揮監督の下に、防犯カメラの運用に関する事務を行う。

(個人情報保護)

第4条 町長、管理責任者及び防犯カメラ取扱者（以下「管理責任者等」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を遵守し、防犯カメラの設置及び運用に関し、適正な措置を講じなければならない。

- 2 町長及び管理責任者等は、職務上、画像の内容を知り得る職員（以下「職員等」という。）に対し、防犯カメラの不正な使用により個人の権利利益を侵害してはならない旨を周知徹底しなければならない。
- 3 町長及び管理責任者等は、画像の漏えい、滅失又は毀損の防止その他

安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 4 町長、管理責任者等及び職員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(防犯カメラの設置)

第5条 町長は、町内で防犯効果が高いと思われる公共空間に防犯カメラを設置し、防犯カメラの撮影区域を設置目的の達成に必要な最小限の範囲となるように調整しなければならない。

- 2 町長は、防犯カメラの撮影対象区域の見やすい場所に、防犯カメラが設置され、作動している旨を表示しなければならない。
- 3 町長は、防犯カメラの設置に当たり、落下防止等の安全措置を講じなければならない。

(画像の保存及び廃棄)

第6条 画像の保存期間は、記録された日の翌日から起算して2週間とする。ただし、法令等に定めがある場合又は犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合は、この限りでない。

- 2 画像は、加工することなく、撮影時の状態のままで保存するものとする。
- 3 保存期間を経過した画像は、上書き等の操作により消去を行う。
- 4 画像を記録した媒体を廃棄する場合には、破砕その他の画像が再現不可能になる方法で行うものとする。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第7条 画像の内容は、法第69条第2項に定める場合のほか、目的の範囲を超えて利用し、又は第三者に提供してはならない。

(苦情の処理)

第8条 管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用についての苦情を受けたときは、速やかに当該苦情の内容の把握及び事実調査を行った上で適切な措置を講じ、その結果を遅滞なく町長に報告しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。